

序

専修大学法学研究所紀要 49 号『政治学の諸問題 XI』を公刊するにあたり、玉稿をお寄せいただいた、川上洋平、黒田友哉、菅原光、渡邊有希乃の各所員、藤本一美客員所員に心より御礼を申し上げます。また、鈴木潔所員には、事務局長の激務に加え、今号の編集の労も執っていただき、厚く御礼を申し上げます。

また、法学部の中島弘雅所員、法科大学院の佐野裕志所員には、これまでの法学研究所に対するご貢献・ご尽力に厚く御礼を申し上げるとともに、両先生には今後とも本研究所の活動にご支援・ご協力を賜りたい。

専修大学法学部の元教授であった小林直樹先生は、ご著書『憲法を読む』（岩波新書、1966 年）の中で、「『憲法を読む』ということは、憲法典の条文を読むだけのことではなく、その精神を読むことであり、同時に政治の現実を読むことでもある。それはまた、条文のなかに蓄積された人類の歴史と体験を理解することであり、同時にそれを通じてわれわれの足もとの生活を見直すことでもある。」(242 頁)と書かれている。憲法を理解するには、憲法典の条文だけでなく、その条文を取り巻く政治の現実や歴史まで理解しなければならない、ということであろう。そして、歴史や政治の現実を理解することの重要性は、おそらく、憲法以外の法学や政治学にも当てはまると考える。

今年度の法研の企画のなかに、歴史と向き合ったものがある。専修大学現代文化研究会とのコラボレーション企画「関東大震災を振り返る」である。2023 年は関東大震災が発生して丁度 100 年であり、大震災がもたらした大規模な被害、また、その直後の流言飛語や震災復旧・復興期の人びとの動き

など、震災後に起こった事実にも目を向ける必要がある。この企画では、大震災とその後起きた日本社会の様子を振り返るために、3人の先生にご報告をいただいた。宮地忠彦所員「関東大震災からの復旧・復興期の自警団をめぐる議論と警察」、新井勝紘先生（元専修大学教授）「描かれた朝鮮人虐殺を読み解く」、根岸徹郎客員所員・現代文化研究会会員「外国人の目がとらえた関東大震災——フランス駐日大使ポール・クロードルの震災報告から」である。官民一体とも言える形で公然と行われた虐殺の実態や、その根底にある排外思想を鎮めることの難しさなど、すでに一世紀が経過した出来事に学ぶところが多かった。

先日、国立大学法人法の一部を改正する法律が成立した。この改正法は、大規模の国立大学法人を「特定国立大学法人」とし、同法人に「運営方針会議」の設置を義務付け、その会議が中期計画や予算・決算を決定する権限を付与する。しかも、この会議の構成員は、学外有識者を含む3人以上の委員と学長であり、前者については、特定国立大学法人の申し出に基づき文部科学大臣が承認し、学長が任命する。本改正の目的とされる大学のガバナンスの強化が仮に正当なものであるとしても、文部科学大臣の承認を経なければ特定国立大学法人の運営事項を決定する会議の委員を任命できないという仕組みは、研究者が現実の政治に翻弄された、数年前の学術会議の一件を否応なく思い出させる。それゆえ、このたびの法改正を巡り、学問の自由や大学の自治に対する危惧の声があがるのも、無理からぬことである。そして、この後で何が起ころうのか、歴史を読む必要性を感じたのは私だけであろうか。

2023年12月25日

専修大学法学研究所 所長 榎 透